

# 第2号

# 世羅郡三町



# 合併協議会だより



## 合併の方式は『新設合併(対等合併)』

こうどなり  
上津田稻荷神社の神殿入  
(広島県無形文化財)

平成14年11月25日(月)甲山町農村環境改善センターにおいて、第2回世羅郡三町合併協議会を開催しました。

今回の協議で、合併の方式について「新設合併(対等合併)」とすることを確認しました。

協議会だよりでは、今後、世羅郡三町の文化、施設などの紹介をしていこうと思  
います。今回は世羅西町の「こうどなり神殿入」です。

## 第2回

# 世羅郡三町合併協議会



第2回協議会を甲山町農村環境改善センターで開催しました。

今回の協議会では、「合併の方式」等について協議しました。また、広島県地域振興部市町村分権総室長の石原照彦さんより「合併協議会の役割」と題して、ご講演をいただきました。

### 会議次第

- ① 開会
- ② 会長あいさつ
- ③ 監査委員の紹介
- ④ 講演
- ⑤ 議事
  - (1) 会議録署名委員の指名
  - (2) 協議事項
  - (3) 提案事項
  - ⑥ その他

## 講演

■ 演題 「合併協議会の役割」  
■ 講師 広島県地域振興部  
市町村分権総室長  
石原照彦さん

合併協議会で様々な協議を進めていく上で、協議会の意義や役割について、委員全員が共通認識を持つために、協議に先立ち、講演を聴きました。講演の詳しい内容については、次号で掲載します。

## 会議録署名委員の指名

協議会の会議録の署名委員は、順番で各町から1名その都度選任します。今回は黒木重治委員、藤井忠孝委員、井上忠則委員を選任しました。

## 協議事項

■ 協議第8号 合併の方式について

合併の方式については、次のとおり確認しました。  
「世羅郡甲山町、同郡世羅町及び同郡世羅西町を廃止し、その区域をもって新しい町を設置する新設合併(対等合併)とする。」

■ 協議第9号 第3回世羅郡三町合併協議会の日程について

第3回の協議会は、平成14年12月25日(水)午後1時30分から、せら文化センターで開催することを確認しました。





## 提案事項

第3回協議会で協議する事項を提案しました。

■協議第10号 合併の期日について

合併の期日については次のとおり提案しました。

「合併の期日は、平成16年10月1日とする。」

■協議第11号 新町の名称について

新町の名称については次のとおり提案しました。



「新町の名称については公募するものとし、小委員会において新町の名称の候補を数点選定した上、協議会で決定する。なお、公募方法及び選定基準についても、小委員会からの報告をもとに協議会で決定する。」

■協議第12号 新町の事務所

の位置について

新町の事務所の位置については次のとおり提案しました。「新町の事務所の位置は、小委員会を設置し協議するものとし、小委員会において最もふさわしい位置を選定し、協議会で決定する。」

## 新|設|合|併|

新設合併とはいわゆる対等合併で、現在の世羅郡3町は消滅し、新たな町が誕生することになります。その結果、3町の町長は失職し、新町長の選挙が合併の日から50日以内に行われます。それまでは、3町の町長があらかじめ協議し定めた者が職務執行者となり、必要最低限の職務のみを執行します。

また3町の議会の議員も原則全員が失職しますが、議会の議員に関しては、合併特例法上の定数及び任期の特例があります。議会議員の定数及び任期については、今後、協議会の中で協議されます。





# 合併協定項目 協議状況

11月25日現在

## ■合併協定項目■

項目	提案	確認
① 合併の方式	10/16	11/25
② 合併の期日	11/25	
③ 新町の名称	11/25	
④ 新町の事務所の位置	11/25	
⑤ 町、字の区域及び名称の取扱い		
⑥ 財産及び債務の取扱い		
⑦ 町の慣行の取扱い		
⑧ 事務機構及び組織		
⑨ 条例、規則の取扱い		
⑩ 議会議員の定数及び任期の取扱い		
⑪ 農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
⑫ 地方税の取扱い		
⑬ 一般職員の身分の取扱い		
⑭ 特別職の身分の取扱い		
⑮ 一部事務組合等の取扱い		
⑯ 使用料、手数料等の取扱い		
⑰ 公共的団体等の取扱い		
⑱ 各種団体への補助金、交付金等の取扱い		
⑲ 国民健康保険事業の取扱い		
⑳ 介護保険事業の取扱い		
㉑ 消防の取扱い		
㉒ 電算システム事業の取扱い		
㉓ 各種福祉制度の取扱い		
㉔ 水道(簡易水道)事業の取扱い		
㉕ 下水道事業の取扱い		
㉖ 町立学校の通学区域の取扱い		
㉗ 広報広聴関係事業の取扱い		
㉘ 納税関係の取扱い		
㉙ 防災関係の取扱い		
㉚ 保健衛生の取扱い		
㉛ 公の施設の取扱い		
㉜ 人権対策の取扱い		
㉝ 農林水産業関係事業の取扱い		
㉞ 商工観光関係事業の取扱い		
㉟ 建設関係事業の取扱い		
㊱ 学校教育関係の取扱い		
㊲ 社会教育関係の取扱い		
㊳ 社会福祉協議会の取扱い		
㊴ その他の行政サービスに係る各種取扱い		
㊵ 新町建設計画		

## 合併協定項目について

**合** 併協議会では、合併に関するあらゆる事項について協議を行います。合併前に合意が必要で、特に住民の生活に密接な関係を持つと思われる事項や、合併時に行政サービスの停滞を防ぐために重要な項目などを「合併協定項目」として整理し、その項目ごとに協議していくこととしています。

世羅郡三町合併協議会では、第1回の合併協議会で、40項目(左図参照)を協議していくことを確認し、現在、これに基づいて、協議を進めています。

## 第3回合併協議会 開催日程

日時

平成14年12月25日(水)  
午後1時30分

場所

せら文化センター

●協議会は傍聴できます

(会場の都合により人数が制限される場合があります。)

## 協議会の動き

11月

- 6日 第2回教育文化部会
- 7日 第2回産業部会
- 7日 第2回福祉生活環境部会
- 8日 第2回建設部会
- 8日 第2回総務企画部会
- 11日 第2回世羅郡三町合併協議会幹事会
- 12日 石川県志雄町・押水町視察受入
- 25日 第2回世羅郡三町合併協議会



平成14年11月12日(火)、石川県志雄町・押水町から視察訪問があり、甲山公民館で、会長・事務局が世羅郡3町の合併協議の状況について説明しました。

## 表紙写真のご紹介

「こうどなり」と呼ぶこの伝統行事は、毎年神社の秋祭の晩に行われます。氏子一同がかげ声も勇ましく、太鼓の音に合わせて行列を作り、それぞれの集落で趣向を凝らした御神灯を奉納します。10月最初の土曜日に行われる、上津田稲荷神社こうどなりの神殿入は広島県無形文化財に指定されています。

平成14年12月6日

■発行:世羅郡三町合併協議会 ■編集:世羅郡三町合併協議会事務局

〒722-1121 世羅郡甲山町大字西上原124-2 電話0847-25-5141 FAX0847-22-5921